

県内事業者
緊急支援金分

宮崎県知事 殿

令和 3 年 7 月 15 日

県内事業者緊急支援金申請書

次のとおり、県内事業者緊急支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて
なお、以下に記載された同意・誓約事項について理解し、同意・遵守します。

記載例

法人の場合	法人名	株式会社 ○○○○	個人事業主の場合	屋号		
	代表者 職・氏名	代表取締役 ○○ ○○ 印		代表者 氏名		印
	所在地 (住所)	〒 880 - 1111 法人の場合 宮崎市○○○2-10-1		〒 - 個人の場合		
	法人番号(13桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		生年月日	西暦	年 月 日

シャチハタ等のスタンプ式印鑑は不可。
法人の場合は、代表者(代表取締役等)の職印。

本件に関する連絡窓口	氏名	フリガナ □□ □□
所属	△△課	日中連絡のつく電話番号 0985-○○-○○○○

【同意・誓約事項】

① 支援金の支給を受けるに当たり、**個人事業者の方など、部や課などが無い場合は空欄で可**、**修正液・修正テープは不可。訂正する場合は、二重線を引いた上で代表者氏名欄に押印したものと同じ印鑑を押印してください。** 申請書及び添付書類に記載の事項について、**訂正する場合は、二重線を引いた上で代表者氏名欄に押印したものと同じ印鑑を押印してください。** 申請書及び添付書類に記載の事項について、必要に応じて、申請窓口機関、県及び県商工会連合会が各市町村に確認を行うこと、各市町村が事業者に対する支援金・給付金を支給するのに必要な場合に県が各市町村に本支援金に係る情報を提供することに同意します。

② 緊急事態宣言中における飲食店等への営業時間短縮の要請に係る申請書及び添付書類について、申請窓口となる各商工会議所、各商工会（以下「申請窓口機関」という。）から県に対し送付（商工会は県商工会連合会を經由）することに同意します。また、申請書及び添付書類に記載の情報について、必要に応じて、申請窓口機関、県及び県商工会連合会が各市町村に確認を行うこと、各市町村が事業者に対する支援金・給付金を支給するのに必要な場合に県が各市町村に本支援金に係る情報を提供することに同意します。

③ 国又は法人税法別表第1に規定する公共法人ではありません。

④ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではありません。

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）など、以下の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者のいずれにも該当しません。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力又は関与している者

(カ) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者

(キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 本申請について、**虚偽又は不正が疑われる事項があるときは、必要な調査に応じるとともに、調査の結果、虚偽又は不正が明らかとなった場合には、事業者名の公表に応じます。また、本支援金の支給要件を満たさないことが後日明らかとなった場合には、支援金を返還します。**

【提出書類】 場合によって、下記以外の書類も必要となります。

- 県内事業者緊急支援金申請書(様式第1号)
- 県内事業者緊急支援金請求書(様式第2号)
- 県内事業者緊急支援金新規開業特例計算書(様式第3号)(新規開業者のみ)
- 売上帳等の売上高が確認できる書類(写)
- 確定申告書(写)(新規開業者の場合は開業届又は法人設立届出書の写し)
- 本人確認書類(個人事業者のみ)
- 振込口座確認書類(通帳のコピー等。必ず、金融機関名、本店・支店名、預金種別、口座番号、カタカナの口座名義が分かるもの)

提出書類に「✓」を入れてください。

【支給対象者の要件確認】

いずれか1つに「✓」を入れてください。

業種は主な業務で判断してください。

	業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
<input type="checkbox"/>	卸売業	1億円以下	100人以下
<input type="checkbox"/>	小売業	5千万円以下	50人以下
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス業	5千万円以下	100人以下
<input type="checkbox"/>	その他の業種	3億円以下	300人以下

【売上高の計算】

いずれか1つに「✓」を入れ、必要事項をご記入ください。

令和2年5月1日以前に開業・設立された方（前年比）

⇒緊急事態宣言中の月と前年同月の売上高をご記入ください。

	①令和3年売上高	②前年売上高	③減少額	前年同月比減少率
月				

・行政機関からの給付金や補助金等は売上から除いてください。
 ・複数事業を営んでいる場合は、全事業の売上の合計で比較します。ただし、事業収入（農業収入含む）以外の収入（利子収入、給与収入等）は除きます。

令和2年5月1日

⇒緊急事態宣言中

	①令和3年売上高	②前々年売上高	③減少額 (②-①)	前々年同月比減少率 (③÷②)×100
5月	300,000円	900,000円	600,000円	66%

令和2年5月2日～令和3年4月30日の間に開業・設立された方

⇒県内事業者緊急支援金新規開業特例計算書（様式第3号）をご記入いただき、

令和2年5月2日～令和3年4月30日の間に開業・設立された方は、様式第3号（新規開業特例計算書）を記入して添付してください。

【主な業務の産業分類】

⇒事業者全体の主な業務の産業分類1つに「✓」を入れてください。

（日本産業分類上どの業種に該当するかを把握する支援金の対象になるという趣旨ではありません。

主な業務の産業分類について、該当するもの1つに「✓」を入れてください。

- 農業、林業
- 漁業
- 鉱業、採石業、砂利採取業
- 建設業
- 製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業
- 運輸業、郵便業
- 卸売業、小売業
- 金融業、保険業
- 不動産業、物品賃貸業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 宿泊業
- 飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 教育、学習支援業
- 医療、福祉
- 複合サービス業
- サービス業(他に分類されないもの)
- 公務
- 分類不能の産業